

令和7年度 ハローワーク札幌期間業務職員募集要項

1 募集職種

一般相談員(雇用保険相談員)

2 募集人員

1 名

3 学歴、年齢

不問

4 募集期間

求人公開日から令和7年6月17日(火)13時まで

※応募者多数の場合は早期に募集を締め切る場合があります。

※応募書類提出期限は令和7年6月18日(水)17時必着

5 就業場所

札幌公共職業安定所(札幌市中央区南10条西14丁目2-28)

6 各就業場所における就業時間

8:30～17:15の間の6時間30分

7 勤務日数及び賃金

年間240日(月平均20日)

日額 9,119 円～9,956 円(日額は左記の範囲内で学歴・職務経歴を勘案して規定により決定します)

8 従事する業務及び必要な経験、免許・資格

雇用保険相談員(1名)

【業務内容】

○雇用保険適用事務に関する処理

・各種給付金のデータ入力処理

・簡単な資料作成・印刷業務、書類整理・各種帳票の編纂作業

・雇用保険雇用継続給付に係る申請及び届出の受付・処理・制度周知並びに問合せに対する相談、その他適正な制度活用のための必要な事務

・その他雇用保険制度の運営のために必要な事務

【必要な経験、免許・資格】

・雇用保険の適用・給付に関する業務に深い関心と理解を有する方

・企業等において雇用保険業務の経験があれば尚可

9 その他

(1) 昇給等について

① 昇給

任期满了後翌年度に再び同一官職に採用された場合、4月1日付で昇給を行う場合があります。ただし、給与額が上限となっている場合は、昇給はありません。

② 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当(賞与)は、6月1日あるいは12月1日に在籍し、基準日において任用期間が3か月を超える方あるいは3か月を超えることが予定されている方に、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給します。

(2) 応募資格について

国家公務員法第38条の規定により、次のいずれかに該当する方は、応募できません。

- ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ③ 人事院の人事官又は事務総長の職にあって、国家公務員法第百九条から第百十二条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 通勤について

片道2km以上の場合に公共交通機関運賃(定期券等)相当額を規定により支給

自家用車等通勤の場合は、その距離に応じて規定により支給

職員用駐車場は無いため、自己確保・自己負担